

## 雇用保険の改正のお知らせ～雇用保険マルチジョブホルダー制度～

令和4年1月1日より、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者になることができる制度が施行されます。

### 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは・・・

- 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。これに対し、**雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）になることができる制度です。**
- マルチ高齢被保険者であった方が**失業した場合※1**には、**一定の要件※2**を満たせば、**高齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※3の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。**

※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。

ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう一つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。

※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること等の要件が あります。

※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

### 雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高齢被保険者となるには、労働者が以下の要件を全て満たすことが必要です。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には、本人の申出が必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません。**

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

### 失業した場合の給付

マルチ高齢被保険者であった方が、失業した場合※1には、一定の要件※2を満たせば、高齢求職者給付金を一時金で受給することができます。給付額は、原則として、離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計※3を180で割って算出した金額（賃金日額）のおよそ5～8割となる「基本手当日額」の30日分または50日分です。

※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう一つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。

※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること等の要件が あります。

※3 2つの事業所のうち一つの事業所のみを離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含みません。

※4 そのほか、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付等も対象となります。

### およその計算式

#### 基本手当日額

$$\left[ \frac{\text{賃金日額}}{\text{離職以前6か月の賃金の合計}} \right] \times (50\% \sim 80\%)$$

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高齢求職者給付金の額	30日分	50日分

### 基本的な手続きの流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続きは、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続きを行う必要**があります。事業主の皆様は、本人からの依頼に基づき、**手続きに必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行って下さい。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えて、ハローワークに申し出ます。なお、当該手続きは、電子申請での届出は行っておりません。**※住所または居所を管轄するハローワーク以外では受理できません。**

### 手続きを行う際の注意点

- この制度は、本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、**申出日より前に遡って被保険者となることはできません。**
- マルチジョブホルダーがマルチ高齢被保険者の資格を取得した日から、**雇用保険料の納付義務が発生します。**
- 事業主は、マルチジョブホルダーが雇用保険の資格の取得・喪失手続きを行う際に、**必要な証明を行わなければならない**ことが法令で定められています。  
事業主の協力が得られない場合には、ハローワークから事業主に対して、確認を行うので、ハローワークに相談してください。
- 事業主は、マルチジョブホルダーが申出を行った事を理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行ってはならない**こととされています。